

## 美術館の運営形態について

川口市文化芸術拠点 活用方法 第1回審議会 資料 令和5年12月1日

手法	A：直営	B：指定管理	C：直営＋委託
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市が美術館を運営する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市が指定した民間事業者が美術館を運営する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市と民間事業者が役割分担して美術館を運営する。</li> </ul> <p>※ 例：学芸業務＝市職員、運営サービス・イベント・広報宣伝等＝民間事業者</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営の継続性・連続性を確保できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間事業者のノウハウや人材が活用できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運営の継続性・連続性確保と民間ノウハウ、人材の活用が両立できる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 美術館運営のノウハウや、集客にむけての企画力、人材に欠ける場合が多い。</li> <li>● 公務員の勤務規定によるため、柔軟な運営への対応が行いにくい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定期間が短期（3～5年程度）のため、次のような課題がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営の継続性や連続性が確保しにくい。</li> <li>・ 専門人材（学芸員等）の育成・定着が図りにくい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学芸と運営サービス等で組織が異なり、部門間連携が図りにくい場合がある。</li> <li>● 学芸業務を市職員で行う場合、美術館の学芸業務に関する知識や企画力を持った人材の確保が前提となる。</li> </ul>
検討作業での意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 役所が上からあれやこれやというのではうまくいかない。</li> <li>● 直営でも館長が変わると方針が変わり、継続性に欠けることがある。行政は配置換えがあり、2～3年で館長が変わる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 川口市の施設で指定管理者が変わったのは1件のみ。継続性・連続性の確保は可能。</li> <li>● 市の職員ほど担当者が変わることはない。</li> <li>● 指定管理者には方向性をしっかりと認識してもらうことが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検討作業で出た活用案は、市の職員では難しいと思われる（直営の場合も同様）。</li> </ul>



**B:指定管理を基本的方向として検討継続する**